

会 議 録

1 会 議 の 名 称	産業建設常任委員会
2 日 時	平成27年12月 9日 (水) 午前 9時30分 開会 午前 11時41分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	相馬 欣行 大山 学 米谷 政久 中山真由美 安藤 玄一 小沼 富夫 国島 正富
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (7人)	経済環境部長 (志村功) 都市部長 (黒田繁) 農地利用担当部長 (佐藤一昭) 都市部参事 (兼) 公園緑地課長 (齋藤浩人) 農業振興課長 (府川克己) 公園緑地課副主幹 (小谷裕二) 公園緑地課副主幹 (大園雅之)
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	参事 (兼) 次長 副主幹
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 議案第61号 伊勢原市市民農園の指定管理者の指定について
結 果 可 決

午前9時30分 開会

○委員長【相馬欣行議員】 おはようございます。ただいまから、産業建設常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付してあります次第により進行させていただきます。

それでは「議案第61号、伊勢原市市民農園の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。

なお、発言の際は、挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、質疑項目が多い場合には、3項目程度に区切ってお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

○委員【米谷政久議員】 おはようございます。

それでは、ちょっと細かいことなんですけれども、質問させていただきます。利用者のサービスとして、農機具の貸し出し等はあるのかどうか、1点お聞きいたします。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 お答えいたします。現在、市民農園の農機具収納庫に常設しております、くわ、またはスコップなどの農機具の貸し出しにつきましても、引き続き行うこととしております。また、不足が予想される農機具につきましても、事業者が自主的に、必要に応じて準備することとしておりまして、利用者がそれぞれ責任を持って自主的に持ち出し、返却することとしております。

以上でございます。

○委員【米谷政久議員】 了解しました。利用者が気軽に行って、農作業ができることは、私も期待したいと思います。

それでは、もう1つ質問させていただきます。農園利用者や自主事業参加者からの意見などをどのようにつかみ、それを反映していくのか、お聞かせください。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 意見の把握につきましても、お答えいたします。自主事業参加者の意見としましては、栽培品種、栽培指導、情報提供、設備等への満足度の把握を考えておりまして、具体的な手法としましては、電話による満足度調査、これ、現在の事業者やっております、本年度は3000世帯について、この電話での満足度調査をしております。また、顧客のアンケート調査——これは昨年は1200世帯を実施しているそうでございます——を年1回実

施する。または、現場でのアンケートはがきを常設して意見を聴取し、行う予定だということでございます。

以上でございます。

○委員【米谷政久議員】 了解しました。アンケートなどは年1回ということなので、できれば年2回だとか、回数をふやしていただいて、もうちょっと利用者の満足度をアップするような傾向に持って行ってほしいと思います。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 よろしくお願ひいたします。

まず2点、質問させていただきます。利用率は現状43%前後ですが、今後の改善に関する取り組みとして提案されているバーベキュー施設の設置とありますが、いつ設置されますでしょうか。

2点目としては、収支計画の概要に、新たな施設の設置費用が計上されていまずでしょうか。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 バーベキュー施設の関係でございます。バーベキュー施設の設置につきましては、現在、多目的広場の一角をバーベキュー施設のエリアとしてテーブルや椅子を設置し、必要に応じてバーベキューコンロなどの用具を貸し出す計画を、当初年度から実施するという事で予定されております。

それから、新たな施設の設置につきましてでございますが、バーベキュー施設以外の施設の設置は、現在検討されておられません。

以上でございます。

○委員【中山真由美議員】 じゃ、その施設費用の計上というのは、お金の面としては、バーベキュー施設以外のものは設置する予定がないということなので、バーベキュー施設の費用は計上はされているのでしょうか。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 バーベキュー施設はコンロ等の購入費用は計上されておりますので、それ以外の施設は、予定がありませんから計上されていないということでございます。

以上でございます。

○委員【中山真由美議員】 わかりました。じゃ、次、2点追加で質問させていただきます。

アグリメディアは、首都圏に49カ所の管理を行っているということですが、そのほかの施設の平均利用率はどのぐらいでしょうか。

もう1点は、先ほど他委員からもちょっと質問がありましたが、利用者からの利用金額などの不満にも、アンケートに少し出ておりますが、それはどのように対応されますでしょうか。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 2点につきまして、お答えさせていただきます。

利用率の関係でございます。これにつきましては、事業者を確認したところ、現在管理運営を行っております49カ所の、今、市民農園を行っておりますが、

そのうち3分の1は満杯ということで、順番待ちの状況ということでございます。また、昨年度に10カ所程度を新設しておりますので、これを含めると全体の3分の2は利用率が8割ということで、今、募集活動を引き続き進めているという状況でございます。

もう1点、利用料金の関係でございます。利用料金の値下げにつきましては、施設管理に必要な経費は、指定管理者は農園の利用料金をもって全額賄うことになっておりますので、現時点におきまして、利用料金の減額により利用者が確実と見込まれるとの判断が困難でありますので、安易に利用料金の減額も難しいだろうと考えております。このため、10㎡の区画を新たに設置するなどしまして、指定管理者候補者の持つ実績を十分に発揮いただきまして、自主事業によるサービスの提供を充実し、魅力ある農園として利用者に満足いただけるよう、指定管理者とともに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【中山真由美議員】 ありがとうございます。非常にアグリメディアの49カ所の利用率が高くて、驚いたんですが、本市の農園に関しては、60%を目標にするというのがちょっと低いような気もしたんですが、それは、前回の質疑の中でも、着実に実行する目標という形なんですが、行く行くはこの実績も踏まえて、80%とか、そういう形でお考えになっているのでしょうか。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 60%は、現実を踏まえて、今、うちの区画数、二百二十数区画ありますので、実態の40%の利用率を踏まえた上での60%という現実的な目標にしておりますが、60%というのはあくまでも現実的な目標でありまして、今後、80%、100%を含めて、事業者とともに利用率の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

○委員【安藤玄一議員】 ただいまの利用率を60%に引き上げるという話の中で、市民農園指定管理者候補者の提案概要の中にも書かれているんですけども、30㎡区画、50㎡区画、福社区画とあるのですけれども、それぞれに対する利用率の目標設定というのはされているのかどうか、お聞かせください。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 先ほどお答えしました全体につきましては、利用率、最終年度60%ということで設定しております。今回の事業計画におきましては、区画別の利用率の目標は設定されておりませんが、先ほど申しました、新たに10㎡の区画を設けましたり、あとは体験イベント用のゾーンを設定しまして、区画の効率的な利用に向けて取り組む提案がされているということでございます。

以上でございます。

○委員【安藤玄一議員】 確かに市民農園の年度別利用実績を見ると、30㎡区画の利用実績はもう既に65%を超えているんですね。それに対して50㎡区画については10%にも満たないというようなところで、利用料の減額は考えないという中で、今、10㎡を検討するということは、この50㎡の区画を細分

化するという考えでよろしいのでしょうか。それとも、違う考えか、お聞かせください。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 今、事業者の計画におきましては、基本的には現在の50㎡の区画、利用率低いですので、この50㎡の区画を少なくしまして、10㎡の区画に持っていきたいという計画で、利用率の向上と利用料金の低減ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員【安藤玄一議員】 非常にいいと思います。

それと、バーベキュー施設について、私もちょっと1点だけ。これは、農園利用者のみ使える施設なのか、それとも一般の方々も使える施設なのか教えてください。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 バーベキュー施設の利用につきましては、農園利用者、それから農園利用者以外の一般の来園者、ともに施設を利用できるという計画となっております。利用料金につきましては、現在検討中ですが、この前、事業者とお話ししたところによりますと、農園外の来園者につきましては、1人当たり1000円程度かなというようなことを言っておりましたので、やはり来園者につきましてはその程度ということでございます。

以上でございます。

○委員【安藤玄一議員】 期待しております。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】 それでは、何点か質疑をさせていただきます。

1つ目として、収入実績というか、収入計画の概要に関して確認をさせていただきますけれども、平成23年度から平成26年度の収入実績もあわせて、この関連資料には出ています。8ページ、資料の3になりますけれども。この中で、自主事業収入が平成23年度の15万2000円が最も大きい数字でありまして、直近の平成26年度においては、現行の今の指定管理者が行っている自主事業収入は4万5000円でありました。そういう中で、新たな指定管理者の候補の自主事業の収入計画の概要が5ページに記載がございますけれども、初年度、平成28年度が358万5000円をスタートに、平成32年度まで右肩上がり、最終年度は710万1000円ほどもくろんでいるわけでありまして、この計画、もくろみは適正であるのかということの考えをお聞きをいたします。

もう1点ご質問いたしますけれども、また、その利用料については、利用料金、収入計画ですね、平成32年度もくろみで256万円とあるわけでありまして、区分別の利用実績に照らし合わせたときに、どのようなことで計算ができているのかを確認をさせていただきます。

以上2点、お願いします。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 それでは、2点につきましてお答えさせていただきます。

まず1点目、指定管理者候補者の自主事業の収入計画につきましてでございます。

す。提案のありました自主事業での収入計画における大半を占める事業は、栽培代行によるサービス提供料ということでございまして、このほかにイベントの参加料金、またはバーベキュー施設の利用料金などとなっております。この栽培代行サービスは、提案者が他の農園においても既に実績のある取り組みでございまして、当農園におきましては、現在、年額4万5000円から7万3000円で、面積が大きいほど安価になるほか、現在の農園利用者には料金の優遇の提案も考えているというところで、今、計画されております。

続きまして、区画別利用実績でございまして、区画面積は、先ほど30㎡、50㎡のほかに10㎡の提案もございまして、10㎡は平成28年度が30区画、平成32年度が46区画ということで考えております。また、30㎡と50㎡につきましては、平成28年度が25区画で、平成32年度が41区画をそれぞれ利用する計画となっております。その他の区画でございまして、その他の区画につきましては、必要に応じて芋掘り体験のイベントなどの自主事業で利用する計画ということで提案をされております。この提案を実現するために、利用者のニーズを踏まえて利用率の向上に努めていきたいと考えております。

以上でございまして。

○委員【小沼富夫議員】 ということは、ご答弁ありましたように、この計画は適正と考えているというお話であります。で、1つ目の自主事業の大半を占める栽培代行という話でありますけれども、それに関連した質問をさせていただきますけれども、やはりこの説明書というのですか、関連資料には、利用率向上に関する取り組みで、毎週末または隔週で来訪の方へは、週1回、現地スタッフが区画の手入れの手伝いというか、そういう代行をするよ、または植えつけや収穫のみかかわりたい方へは、利用者の区画にて現地スタッフが栽培代行となっているわけであります。この人件費や管理費を見たときに、この管理費、人件費でそれらの事業ができるのかどうかということで、そのもくろみ、計画は適正なのかどうか、それを確認をさせていただきます。

そしてまたもう1点、これに関連した質問で恐縮ですけれども、伊勢原市市民農園条例がございまして。この市民農園条例の第8条第3項には、「農園を利用できるものは、自ら耕作することができる個人又は団体とする」ということで、農園を利用しようとする者の許可の中の条件として、そういうことがうたわれているわけでありまして、この「自ら耕作できる個人又は団体」に、この規定からすると、今回こういう代行サービスが成立するのかどうかというのを一応確認をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 2点でございまして。

1点目の人件費、それから管理費の計画が適正なものになっているのかというご質問でございまして、先ほど申しました栽培代行サービス、これは、これまでの事業者の実績を踏まえまして、年額4万5000円から7万3000円ということで、今、考えているということで、これに伴う雇用計画と連動してございまして、スタッフの雇用は単価が時給1000円ということで、今、設定してござい

す。これを踏まえて、この計画は適正であると考えております。

それからもう1つ、条例第8条第3項で、農園を利用できる者ということが規定されております。この第8条第3項の規定につきましては、農園の利用者の行為を規定しているものでありまして、代行サービスの対象者は、市長の承認を受けて実施する自主事業の枠で考えているということで整理しております。

以上でございます。

○委員【小沼富夫議員】 第8条第3項の話は、市長の指定管理者に行っただけ事業の中の枠の中で考えていくよということでありまして、それは理解をしました。

そういう中で、もう1つ条例絡みで確認をさせていただきますけれども、この条例の第3条には、「市民農園に次に掲げる施設を置く」ことができるということになっていて、農園、管理棟、広場、4つ目としてその他附帯施設ということでもあります。先ほど中山委員から出ましたバーベキュー施設でありますけれども、これは、条例に沿った形の考え方の4番目のその附帯施設ということと考えていいのか。その場合、設置可能なのかというのを確認をさせていただきたいことと、あと、先ほどの答弁の中で、恐らく指定管理者のほうで経費は持つのかなと思っておりますけれども、確認の意味で、もしこの設置をするに当たってのいろいろ資材、もしくはバーベキューをするための機材は、設置経費はどちらが持つのかということを確認をして、質問を終わります。

以上です。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 今のご質問にお答えします。バーベキュー施設の設置と条例の関係でございます。このバーベキュー施設の運営につきましては、自主事業として市長の承認が必要であるということでございます。また、公共施設での広場でのバーベキューということで、火気を使用しますので、消防署への届け出が必要ということで、消防署のほうには確認しております。

また、バーベキュー施設の購入費用等につきましては、この経費は全額指定管理者の負担となります。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○委員【国島正富議員】 各委員の質問に対してご答弁いただきまして、重複する点があるかとは思いますが、重複した点は答弁は要りません。

まず1点目、八幡谷戸ふれあいガーデンとして、市民農園は平成23年開所後、指定管理者として株式会社中村園が指定され、この5年間の管理運営を委託されてきました。その詳細にわたる運営経過説明は、平成26年度までの実績資料や本会議の質疑で概略は理解いたしました。特に利用率は、開所当初の実績からほぼ変化もなく、特に50㎡区画は10.8%という実績は、本市の市民農園のあり方そのものを見直す時期になってきているのではないかと判断しているところでございます。先ほども、新たな指定管理者が10㎡区画をふやしていくという答弁もいただきましたけれども、今回の制度継続を前提に、新たな指定管理者の公募においては、参加申し込み者が1者ということですが、その辺の1者

であった要因はどのようなふうなものであったか、まず1点目としてお聞きいたします。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 本市民農園につきましては、区画数が二百二十数区画ということで、相当規模が大きいことなどを考慮しますと、企業の財務状況や企業の雇用状況などの基礎的な能力、それから、市民農園の管理の実績、または各種イベントなどの取り組み実績などのノウハウを有する事業者であることが必要でありまして、応募する事業者は限定的になったものと考えております。以上でございます。

○委員【国島正富議員】 ありがとうございます。

引き続き、今回提案の候補者選定において、応募事業者の事業計画では、農園管理者の管理サポーター体制の人件費が、初年度170万円の管理運営費中、人件費は90万円となっており、5年後の平成32年度においても、管理費220万円中130万円であります。週1回、現地スタッフが区画の手入れを行うことが示されておりますけれども、現地スタッフが栽培の代行まで行うこととされ、今回提案された人件費についてどのように評価されたのか、お聞きいたします。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 自主事業の主体であります代行サービスでございますが、先ほど申しましたとおり、スタッフの単価は時給1000円ということで計算されております。一方で、利用率60%を目標としておりますので、この年度ごとの利用収入を含めた収入計画と雇用計画が連動されてありまして、また、首都圏での実績を踏まえた計画でありますことから、着実な実施、実践に向けて努力していただけると考えております。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 新たな事業者は、自主事業である程度の収入を確保していくということは明確に示されておることは、先ほども答弁の中にもその辺について答弁ありましたけれども、今までの指定管理者と違ったところは、その辺に大きな自主事業というものを中心にしているということは理解いたしました。

引き続き、利用者の評価について、先ほども質疑の中で答弁もありませんでしたが、アンケート調査を7月1日に実施、利用料金に対する不満、高過ぎるという回答が70%ということ、この点に関して、新規参入事業者はどのように受けとめているのか。先ほども答弁の中では、新規事業者がほかで事業をしているところでは非常に利用率も高いということですが、その辺のところ、今までの他地域で新規参入者が行っている指定管理者制度のいわゆる区画面積なんかも、伊勢原市とそれほど変わらないのかどうか、その辺のところについて、まず、お聞きいたしたいと思います。

また、使用料の見直し、先ほども答弁ありませんでしたが、10㎡区画を新たに拡大していくということですが、10㎡の使用料はどの程度のものをお考えですか。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 今、アグリメディア、他のところでやっておりますのは、余り大きい区画面積はございません。小さいところだと5㎡とい

うものもあります。それから、10㎡というのもございますので、大半が10㎡、20㎡みたいな小さい面積で、代行サービスを含めて年間数万円から10万円程度を取っているという実績がございます。一方で、今ご質問ありました利用料金の不満に対して、どう受けとめているのかというお話もありましたが、先ほど申しましたとおりに、50㎡という大きい面積の利用率が悪いものですから、10㎡に変更して、利用率の向上、それと利用料金の低減というものについて、今、検討しているということでございます。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 区画10㎡の単価。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 失礼しました。10㎡の単価は、基本的には、今、1平米当たり700円という設定にされていますので、掛ける10㎡で年間7000円、プラス、必要があれば代行サービスというのもやりますので、代行サービスを、これ金額はまだ確定しておりませんが、先ほど4万5000円と言っておりますけれども、10㎡の場合、幾らになるかというのはちょっと明確にわかりませんが、数万円の代行サービスも必要だと考えております。

○委員【国島正富議員】 今、使用料ですけれども、条例では1㎡800円ということになってはいますが、ちょっとその辺、確認させてください。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 条項は今、忘れましたが、条例におきましては、1平米当たり800円を上限としまして、条例で規定されております。800円を上限としておりますので、それ以下は、市長の承認を得て、金額を設定できるということになっております。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 条例では、その800円というのが上限という形で示されておりましたので、ちょっと確認したところでございます。

引き続き、施設周辺は調整地域の農地で、野菜農家が点在していますけれども、区画の面積が30㎡程度の面積に、今回10㎡がそれに加わるということですが、利用者は何種類もの野菜等の栽培を行うのが常と考えてはいますが、発生が見込まれる野菜特有の病気や昆虫等による被害の拡散が予測できますけれども、そういった場合が起きたときに責任はどこにあるのか、その辺を確認させてください。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 病虫害被害の拡散防止につきましては、これは基本的には農園利用者の自己責任ということで考えてはいますが、今回の提案におきましては、現地スタッフは2、3名、1日3～7時間程度、季節に応じまして週3日から5日、1名以上が現場で管理指導を行いますので、また、利用者の区画の状況を把握しまして、支援の必要性がある場合には個別に連絡をとりまして、必要に応じて病虫害の防止も含めて支援するというように考えておりますので、大きな拡散はないのであらうと考えております。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 利用者の自己責任が前提ということですが、

市が、施設を運営しているわけですので、市がその辺の責任を負わないように、常日ごろの被害防止等に関するものは、指定管理者と十分協議の中でスタートしていただけたらと思っております。

次に、伊勢原市のほかの地域は、畑作や果樹を中心とした農業者が多く、しかもその農地環境は傾斜地や狭あい農地が多く、就農者の多くが高齢化が進み、後継者不足によるさらなる荒廃化の拡大が懸念されます。八幡谷戸ふれあいガーデン用地は、数少ない農用地として集積した、非常に農業に対して、特に畑作、果樹に関しては非常にいい環境となっておりますけれども、市民農園として、あえて小区画にする必要性があるのかどうか、その点について。といいますのは、市内全体の中では、後継者がいなくて、狭い面積で就農者がつかない環境の農地はいっぱいこれから拡大してくると思います。そういったところの使用が、本来は、小区画であるのだったら、非常に有効であるんじゃないかと考えていますので、その辺のところの、今回のそれに対する考え方についてお聞きいたします。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 現在の利用者からも含めて、大きな区画を利用したいという要望は聞いておりませんで、また、把握してないという状況でございます。逆に、利用料金を下げて利用率を向上するというところで、今回10㎡という区画を設定させていただいた経緯もでございます。仮に老人ホーム、企業等からの申し出などで、大区画の要望がありましたら、また今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 今の回答で大丈夫か。

○委員【国島正富議員】 私のほうは、逆に全体の農地としてのあり方を、今、聞いたわけです。あそこのいい場所を小区画化した市民農園として多くの人たちに参加してもらって、あそこの農地の保全を図っていこうというのが最大の目的になってくると思うんですけれども、今、国も市も、農地の集約化とか、あるいは6次産業化だとか、株式会社の参入。でも、東名の北側のほとんどの畑作地帯は、そういったところの中では非常に環境に適してない。まさに今回の市民農園のあの用地が、集約化されて、ある程度の規模にも整っているわけですので、まず、専業農家があそこを使うほうが、本来の目的に沿っているんじゃないか。市民農園的な小区画は、市内の中の農地の至るところで、そういった形の荒廃化するところがこれから拡大してくるわけなんですけれども、そういったところで、小区画のものは対応できるんじゃないかと。あそこにある管理棟、そういったものであっても、活用はできるんじゃないかと思っておりますので、あえてそれを確認させてもらったところでございます。それに対してどのように、ちょっとその辺の答弁、質問とちょっと視点が違いましたので。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 失礼しました。市民農園を大区画にして、一般の農業者に貸したほうがいいんじゃないのかというご質問も含めて、現在、市民農園整備促進法に基づきまして、市民農園として、今、設定しているエリアでございますので、今後どうなるかというのはちょっとわかりませんが、1つと

してはそういう考えもあるのでしょうかけれども、基本的には、今、市内にある耕作放棄地も含めて、そういう農地を現在の農家の方に使っていただいて、農地を有効利用しまして、規模拡大していただきたいというのが、まずは一義的な対応と考えております。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 ありがとうございます。私自身は、やっぱり農業の集約化、あるいは6次産業化というのには、このようなすばらしい農地環境に整備された今回の候補地をやっぱりそちらのほうに、将来的にはやっぱり考えていったほうがいいんじゃないかと。市民農園は市民農園として、市域全体の中で、そういった就農者もいないようなところをうまく使ってもらえばいいと思っておりますので、そんなことでこの質問をしました。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】 済みません、ちょっと忘れたので、1点だけ。従前お配りいただいた指定管理者候補のチラシがここにあります。これを見ると、シェア畑、例えば横浜中田とか戸塚とかと書いてあって、伊勢原の場合、名称は八幡谷戸ふれあいガーデンということで決まっておりますけれども、将来的にこういうふうな、俗称でもいいので。この八幡谷戸というのは、伊勢原市民にとってみればわかるのかもしれませんけれども、なかなか対外的に発信したときには、一体どこの場所にあるのかというようなイメージかなと思っておりますけれども、その辺、もしそういう議論があったならば、お答えいただきたい。もしくは、なければ、今後そここのところも検討していただきたいなと思っておりますけれども、いかがでありましょうか。

以上です。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 今の関係でございます。先般事業者と意見交換した際に、確かに事業者側も、この八幡谷戸ふれあいガーデンという名称を、どういう名前にしたいかというのは明確にはおっしゃってなかったですけれども、別の名前で、もっとPRできるような、親しみのある名前にしていただいてもいいのかということをお話をしました。これ条例との関係もありますので、即答はできませんでしたが、今後条例を変更するか、先ほど委員おっしゃったとおり、俗称としてそういう名前をつけていただくかというのは、今後事業者との間で検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【大山学議員】 本会議場でもいろいろ質疑が出ましたけれども、今回1者しか応募がなかったということで、指定管理としては、会社としては余り魅力がなかったんじゃないかと思うんですけれども、前指定管理者が今回応募してこなかった、事実上撤退してしまったということなので、その現状分析をどう考えているのかということと、前指定管理者が撤退したような原因を、新たな指定管理者に伝えているのか、新たな指定管理者が、それに対して分析をしているのかを確認いたします。

それから、今回1者応募がありましたけれども、応募がなかったら、再募集をかけて、もし、それでもなかったら、市が管理運営するということだったんですけれども、市が管理運営するのは現実的じゃないと思うので、今回、公共施設の再配置計画とか、いろいろ公共施設の問題が取り沙汰されていますけれども、まず、このふれあいガーデンをやめるという選択肢はあったのかを確認いたします。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 2点につきまして、お答えいたします。

現在の管理者であります中村園、今回応募しなかったということの原因分析でございます。これにつきましては、現在の指定管理者は、現在の市民農園、適正に管理運営していただいているところでございますけれども、特に1年目につきましてはいろいろなサービスの提供等に取り組み実績ありましたが、なかなかそれが利用率の向上に結びつかないということがありまして、近年におきましては、利用率40%台ということで、その収入も一定程度ということになっておりました。これが、利用率の収入が悪いというところで、若干悪循環というところもあったのかもしれませんが、今の事業者につきましては、ぜひ利用者のニーズを踏まえた、イベントを含めたサービスの提供、それから、特に募集につきましては広域的な募集ということで、現在のやっている、選定されました事業者のノウハウを活用しまして、特に広域募集につきまして力を入れていただきたいと思います。

以上でございます。

済みません、もう1点。市民農園の廃止ということの検討の有無でございます。本施設につきましては、これ国の事業を活用してございまして、村づくり交付金事業というものでございます。当時、国が50%、県が20%、市が30%という補助率でございましたけれども、を活用しまして、先ほど申しました市民農園整備促進法という法律に基づいて開設しております。この観点からも、補助金を効果的に活用するというところで、市民農園施設の継続的な有効利用が、まずは重要であるというふうにも考えております。なお、本施設につきましては、指定管理者制度、今回2期目でございます。第3期目の継続も考えて、今回の2期目の指定管理者における適正な管理運営を推進しまして、継続的な運営に対して検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員【大山学議員】 市民農園の考え方はわかりました。

細かいことになりましたけれども、今、福社区画というものがあると思うんですけれども、福社区画、現状の利用率と、それから、新たな指定管理者がこの福社区画のことをどのように考えているのかというのを確認いたします。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 福社区画につきましては、これは車椅子でも作業できるようなほ場面が高い設計となっております、1区画4㎡でございます。全部で6区画ございまして、現在は2区画利用されている状況でございます。また、通路なども含めまして、エリアとしては福社区画は50㎡ということで、全体の1%ということでございますので、基本的には面積的にも問題ありま

せんし、また、草刈り等の必要もございませんので、指定管理者候補者としての今回の事業者につきましては、この福社区画について特段どうのこうのというお話はありませんが、今、利用率が3割ぐらいですので、これにつきましては、また福祉施設とか、そういうところにも声をかけまして、老人ホームを含めてPRして、利用率を高めていきたいということの計画でございます。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 1点だけ確認させてください。今回の市民農園の施設の敷地に連携したところに、広い面積の芝生広場があります。芝生広場は、市民農園全体に非常にいい環境を醸し出すようなつくりになっておりますけれども、その芝生広場、今回新たな指定管理者は、バーベキューを自主事業で取り入れておられます。その芝生広場は民間の所有ということを知っているんですけども、芝生広場の今までの位置づけ、それと、今後の芝生広場に対する対応はどのように、新規の指定管理者には説明されているのか。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 芝生広場の活用でございます。現在の指定管理者、なかなか芝生広場、イベント広場と申しますか、この広場の活用がなかなか低調だったということで、率直に申しますと、有効活用できてない面が見られたということでございます。今回の指定管理者の候補者であります事業者につきましては、まずは、基本的には約半分程度をバーベキュー広場ということで、バーベキュー施設を設置することを考えておりました、もう半分につきましては、夏季の納涼祭としての流しそうめん、または親子で楽しめるスイカ割りなどのイベント広場としまして利用したいという意向の計画でございます。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 その芝生広場の所有者が、いわゆる今回の市民農園の市が管理する範囲に入っていないんじゃないかと思うんですけども、その辺のところの芝生広場の所有者が、今までは無償提供されていたということをやっと聞いていたんですけども、その辺の権利状況はどうなっていますか。

○農地利用担当部長【佐藤一昭】 お答えします。芝生広場につきましては市民農園のエリアに入っております、あそこの土地は、現在、市が所有しているということになっております。

以上でございます。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】 ありがとうございます。それでは、意見を言わせていただきます。

指定管理者の申し込みが1者しかなかったので、比較できない中で合格点を出している点が少し納得できませんが、アグリメディアは、首都圏に49カ所の管理を行っている実績を評価され選定されました。今までの経験を生かして、さらに市民に利用しやすい農園として運営していただきたいと思っておりますので、賛成の

意見といたします。

以上です。

○委員【米谷政久議員】 それでは、賛成の立場で意見をさせていただきます。

指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活用して、農園を管理運営し、利用者にサービスの提供を図り、満足度の向上とともに利用率の向上を期待するところであり、今回の指定管理者の候補者は、数多くの市民農園を運営し、多くのノウハウを活用して、幅広い利用者、初心者から経験者までのニーズに合わせたさまざまなサービスを提供して、利便性の向上、各種イベントに取り組んで、利用者同士、新たな市民の交流を期待でき、利用者や自主事業参加者からの意見をアンケートなどを活用し行い、反映して、利用者の満足度や利用率の向上が期待できると思いますので、今回の指定に賛成といたします。

○委員【安藤玄一議員】 本市民農園は、農家以外の人々のレクリエーション目的などで農地を利用して、自家用の野菜などを育てることにより、農業に対する市民の関心を高め、余暇活動としてだけでなく、子どもの教育や高齢者の生きがいづくり等の多様な効果をもたらすものであると考えます。

今回、指定管理者として選定された株式会社アグリメディアは、農業分野の活性化、効率化のために、都市と農業をつなぎ、農業の生産性を高めるプラットフォームの提供を行っており、市外業者ではありますが、さまざまなチャレンジを行いながら、農業分野の発展に貢献できるよう努力している会社であると思いました。評価項目の審査基準にも達していることから、今後の市民農園の運営に期待し、賛成とさせていただきます。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに。（「なし」の声あり）ほかに発言はなしと認めます。

これより採決いたします。本件を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【相馬欣行議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

それでは、ここで、職員入れかえのため暫時休憩といたします。

午前10時21分 休憩

議 題 議案第56号 伊勢原市都市公園条例の一部を改正する条例について

結 果 可 決

○委員長【相馬欣行議員】 では、再開いたします。次に「議案第56号、伊勢原市都市公園条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明されていますので、直ちに質疑に入ります。

○委員【米谷政久議員】 おはようございます。それでは、2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、鈴川公園のテニスコートを砂入り人工芝、オムニコートにした理由を1点。

それと、あともう1点、市ノ坪の利用が当初の想定より少なかったことをどう分析しているのかをお聞きいたします。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、まず、2点のご質問をいただきました、1点目の鈴川公園テニスコートを砂入り人工芝にした理由というご質問でございます。砂入り人工芝舗装につきましては、いわゆる軟式、硬式を問わずにプレーができて、ハードコートに比べまして足腰等への負担が少ないということで、今回導入をいたしましたものでございます。また、周辺の自治体のテニスコートにつきましても、砂入り人工芝の導入例が多いということでございまして、このコートの種類の選定に当たりましては、テニス協会、また、ソフトテニス協会にもご相談をさせていただいて、決定したものでございます。

2点目の市ノ坪の利用が当初よりも少なかったことの理由とか、どう分析しているかといったご質問でございますけれども、市ノ坪の新規の開設当初は、やはりそれまで使われていた鈴川ですとか東富岡のテニスコートを引き続きご利用される方が多かったのかなということで、予想よりも利用者が少ないスタートとなったと考えてございまして、その辺が一因かなと考えております。また、その後、平成23年3月の東日本大震災によりまして、利用の自粛等もあって低迷した時期がございました。そういったことで、当初の予想よりも少なかったと分析しております。ただ、近年、鈴川ですとか東富岡テニスコートの利用につきましては微増傾向にございます。反面、市ノ坪の利用については急増しているといったような状況で、現在では市ノ坪の利用者が一番稼働率的にも多いと。失礼しました。鈴川、東富岡につきましては微減でございます。微減に反しまして、市ノ坪のほうは利用者がふえているといったような状況でございまして、現在では市ノ坪が一番稼働率が高いという状況でございます。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

○委員【安藤玄一議員】 3点ほどお聞きします。

今、東日本大震災の話も出ていましたけれども、テニスコートの利用状況のグラフを見ると、平成23年から平成26年度の平均で、鈴川のテニスコートだけ激減しているように見られるんですけども、この理由について、まず1点。

また、利用者の年齢構成はどうなっているのかということと、また、平日と土日での利用率はどのような形になっているか、お聞かせください。

○都市部参事【齋藤浩人】 鈴川公園テニスコートにつきましては、開設から時間がたっているということで、経年劣化による、大分亀裂、不陸等が目立つようになってきておりました。これまで応急的な補修で対応してきたんですけども、ここ数年はやはりボールがイレギュラーバウンドしているということで、非常にプレーに支障が出てきたといったような状況で、利用者のほうからは、徐々に敬遠されているといったような傾向がございました。それによって、状態のよい市ノ坪公園のほうに徐々に利用者のほうに移っていったといったような状況で、鈴川のほうが増減していったと考えてございます。

2点目の利用者の年齢構成ということのご質疑と平日と土日の利用率の推移というご質疑でございますけれども、利用者の年齢構成に関してなんですけれども、実は利用者の集計につきましては、テニスコートの申請のときに人数を聞いておりました、それを集計してございます。そんな関係で、申請時には利用人数しかお聞きできませんので、申しわけございません、年齢、性別までは記入がないということで、それは把握してございません。平日と土日、祝日の利用率ということでございますけれども、鈴川と市ノ坪については直近3カ年で把握をしてございまして、3カ年の平均では、鈴川公園の平日が約28%、土日祝日が約79%、対しまして市ノ坪に関しては、平日が約39%、土日祝日については約88%ということで、土日祝日のほうが多くなっているという結果でございます。この3年間の推移なんですけれども、実はほぼ横ばいという状況でございます。

以上でございます。

○委員【安藤玄一議員】 その平日と土日の利用率についてなんですけれども、その割合に結構差があるなということであるならば、そこの値段に差をつけるという検討はなされなかったのでしょうか。例えば平日安くして、土日を上げるとかって。いかがですか。

○都市部参事【齋藤浩人】 平日料金の設定についてのご質疑、考え方ということでございますけれども、平日料金の設定につきましては、公共施設のランニングコストの一部をひとしく利用者の皆様方にご負担いただくという、基本的な受益者負担の公平性の観点から、公共施設の利用料金では余り採用されているケースが、実はございません。ただ、やはり施設の有効利用ですとか利用の平準化といった意味では、そういった観点で、今後研究していく事項とは認識してございます。鈴川改修後の利用状況を見ながら、その必要性につきましてはいろいろ研究していきたいなと考えてございます。

以上でございます。（「はい、了解です」の声あり）

○委員【小沼富夫議員】 それでは、3点ほど、一問一答でちょっとやらせて

いただきます。

先ほどお話出ましたけれども、公式テニスの伊勢原市テニス協会、並びにソフトテニスであるソフトテニス協会、工事内容であるとか使用料等の説明を本年11月までに行っているようでございますけれども、各協会の会員の皆さんの反応はどのようであったかというのをお聞かせください。

○都市部参事【齋藤浩人】 各協会の会員の皆様に説明したときの反応というご質疑でございますけれども、まず、11月14日なんですけど、硬式になりますけれども、市のテニス協会の役員会のほうに出席をさせていただいて、そのときにいろんなご意見をいただきました。ちょっとかいつまんで申し上げますと、年末年始のコート利用ができないかといったようなご要望がございました。あと、利用時間に関してなんですけれども、鈴川は午前6時から開設していて、市ノ坪は8時からなんです。鈴川が市ノ坪と同じコートになっても、引き続き6時から使用できるようにしてほしいといったようなご意見もございました。また、維持管理に関しては、砂の関係ですね、この維持管理をしっかりとってほしいといったようなご要望をいただきました。使用料に関しましては、11月14日ということで、議案送付の前でございましたので、余り詳しいご説明はできなかったんですけども、市ノ坪と同額ということにつきましては、一定のご理解はいただいたのかなと感じております。ただ、使用料の設定に関しましては、設定の根拠というのですかね、それを明確に示してほしいですとか、また、平日料金の設定なんかも、ご要望としてはいただいたといったような状況でございます。

ソフトテニス協会については、11月28日にやはり役員会のほうにお邪魔させていただいて、ご要望も幾つかいただきました。最も強いご要望としては、クレーコートの改修が一番協会としては希望するといったようなご意見をいただいて、また、クレーコートに関しては、いろいろソフトテニス協会のほうで維持管理もいただいているんですけども、その辺に関して、市としてもやってほしいこともあるんだというようなご意見もいただきました。ただ、使用料に関しては、ソフトテニス協会のご意見はございませんでした。

いただいたご意見については、今後いろいろ生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員【小沼富夫議員】 そして、この改修によりまして、鈴川公園テニスコートの年間利用者の数と利用料収入をどれくらい見込んでいられるのかを確認をさせていただきたいと思っております。あわせて、年間の経費のほうの見込みもお示しいただければと思っております。

以上です。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、改修後の利用の見込みと年間経費の見込みというご質疑でございます。まず、利用見込みなんですけれども、申しわけありません、人数については推計はしてございませんけれども、施設の利用率ですかね、その辺は推計をしておりますので、お答えさせていただきます。現在

の鈴川のハードコートの利用率が、過去3カ年の平均で約46%なんですね。改修後は、これが現在の市ノ坪の稼働率に近い、ほぼ同率の50%ということで、約4ポイントアップということで想定をしてございます。これによりまして、使用料収入につきましては年間約271万円ほどの収入を試算をしてございます。経費につきましては、人件費ですとか消耗品、また、定期的なコートの補修なんかも今後予定されますので、そういったものを含めると、大体年間約291万円ということの経費を試算してございます。

以上でございます。

○委員【小沼富夫議員】　　そうしますと、利用者がふえれば、年間の経費と大体同額に。今の見込みで20万円ぐらいの赤字でありますからね。期待をしたいところであります。

3点目でありますけれども、さっき硬式テニスのテニス協会のほうでも要望として出た、意見として出たということで発表ありましたけれども、砂の管理をしっかりしてよという話であります。インターネットでちょっと確認をさせてもらいましたら、クルム伊達公子選手が言ったことなんですけれども、オムニコートが普及しているのは日本だけと。オムニコートになれている日本の大会で勝っても、世界の大会では勝てません。これは前置きで捉えていただければいいんですけれども。それで、先ほどの課長のほうからも出た、オムニコートは膝にすごく優しいと言われているのが、コートの砂の状態によっては滑ったり、とまったりして、思わぬけがというのですかね、が多くなるよというようなことが、コメントとして出ているんですね。これらのことから、要するにメンテナンスを怠らないで、利用者のリスクにもつながると考えますので、私も小まめな管理を求めるところでありますけれども、これについて、年間このぐらいの計画があるよとか、もしくはこういう考え方でこれから管理していくよということがあればお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○都市部参事【齋藤浩人】　　オムニコートの管理というご質疑でございます。ご指摘のとおり、非常に砂が均等に分布していなかったり、芝が若干すり減った、部分的にですね、そういった段差が出たりといったようなことで、ちょっと足に負担がかかったりというケースもあるというふうには伺っております。そんな関係で、コートのメンテナンスにつきましては、実際には指定管理にお任せするわけでございますが、できるだけ小まめに維持管理をしていただくような形でお願いはしていきたいと考えております。また、利用者の方にも、当然プレーの前後にブラシがけをしていただいたりといったようなことも、ご協力をお願いをさせていただきながら、コートの維持管理に努めていきたいといったことで考えてございます。当然、時間がたちますと、どうしても磨耗してきますので、その辺の部分的な補修、また、全面補修については、市のほうで計画的にやってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 改正経過、改正内容、施行予定日、使用料設定の考え方、主な経過と今後の予定、テニスコートの利用状況等については、提出いただきました関連資料や、本会議や本日の各委員の質疑で具体的な説明もいただいたところです。重複点があるかとは思いますが、改めて確認を含めて3点、順次質問させていただきます。

まず、使用料1面1時間700円、改定に対しましては、市ノ坪の例を見ましても賛成ではありませんけれども、まず1点目として、今回、改定使用料の参考とされた同様施設である市ノ坪テニスコート利用者の1回当たりの利用時間帯及び利用時間数、また、1面の1回当たりの利用者数について、お聞きいたします。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、市ノ坪テニスコートの時間帯別の利用状況ですとか、1面1回当たりの利用者数という、そういうことでお答えを申し上げたいと思いますけれども、平成26年度、この年度の市ノ坪公園の利用時間帯別の利用率のほうでお答えさせていただきたいんですけれども、2時間単位で区切っていて、8時から10時まで、その時間は約32%のご利用があった。その次の10時から12時まで、これは82%、午後12時から14時までについては69%、14時から16時まででは54%、最後の16時から18時まででは31%ということございまして、午前中10時から12時まで、これが最も利用率が多い、16時から18時まででは最も低いといったような利用の状況になってございます。

1面1回当たりの利用者数ということなんですけれども、1面1こま2時間ということで、利用者数を単純計算をしました。そういたしましたら、約7.9名ということで、ダブルスでも4人ですので、大体グループで利用されている方が多いのかなということで考えてございます。

利用者が1回当たりどのぐらいの時間を利用するのかというところでは、これも統計上データはとってないんですけれども、受け付けの状況を見る限りですと、やはり2時間単位でとってられる方が多い。その次には2こまの4時間という利用が多いのかなと捉えております。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 ありがとうございます。今の答弁にもありましたように、16時から18時が31%の使用ということ、また、平均2時間で7.9名ということは、1人にしたら1時間100円程度の負担であるわけです。そういった意味でも、700円というのは、私は妥当だとは思っております。また、16時から18時、31%の利用者が非常に低いというのは、時期によってはもう18時というと6時ですよ、今の時期だともう全く、夜間照明もなければ、練習も試合もできない状態だと思います。

そこで、2点目といたしまして、夜間照明施設設置による利用者数の拡大や、あるいは利用層の拡大について、今後の考え方についてお聞きします。現況の営業時間と夜間利用者の対応に対する考え方、また、季節変動により大きな違いがある日没時間により利用層が限定されているということ——今言いましたけれど

も。また、鈴川という工業団地の中という今回の施設ですけれども、鈴川の工業団地の勤務者が利用するには、やはり少なくとも事業が終わっての5時以降の、本来だったら利用が中心になるかと思えます。そんなところで、現役世代希望者の勤務後の利用が、現況の利用時間ではかなり制約されている。公設の市民施設としては、なるべく広い市民層の利用ができる利用時間の検討も重要であると考えますけれども、現況の利用時間と夜間利用者利用拡大についての考え方を聞きます。また、テニス愛好者の希望利用時間調査を実施されたのかどうか、その点についてもお聞きします。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、夜間照明の設置による利用者拡大と今後の考え方というご質疑と、テニス愛好者の利用希望時間の調査というご質疑でございます。

まず、夜間照明に関してなんですけれども、夜間照明の設置につきましては、利用者の皆様、また、協会の皆様のほうからいろいろご要望は受けている状況でございます。その必要性というのは十分認識はしてございますけれども、現在は各スポーツ施設の老朽化が大分進んでいるといったようなことで、まずはその対応のほうを優先的に取り組んでいる状況でございます。それらがある程度めどが立った時点で、次の課題ということで捉えさせていただければありがたいなと思っております。ご理解をお願いします。

テニスコートの利用者に対する、利用時間の希望という調査の点でございます。指定管理者のほうで、ある程度利用者の希望については定期的にアンケート調査はしてございます。その中で、そういったテニスコートの関係につきましても、今後質問していくような形で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 鈴川に関しましては、ぜひやはり1カ所ぐらいはやはり夜間ができるような施設、特に鈴川環境自身が工業団地の真ん中ということで、あそこに就労されている方も大勢いらっしゃいます。また、皆さんは非常に忙しい中で、そういうスポーツにかかわる時間が、土日は地元のいろんな行事とかになっちゃいますので、できたらそういったものを、鈴川に関してはこれから検討して、夜間照明、夜間の利用を拡大を進めるような検討を深めていただけたらと考えております。

もう1点。テニス協会からいろいろご意見聞いておられるということで、テニス協会が主催する各種大会も今やっておられると思えます。大会に関しましては、同一環境のコートが多面的に整備されてなければ、さらなる拡大が図れないと思います。市内の大会程度は、現状の中でもできるかと思えますけれども、市外を含めた大会、大きな大会は、現状の整備の中では非常に困難かと思えます。そこで、今まで現状で開催されております大会に対する使用料700円の減免措置についての考え方、どのように対応されているのかを、まず確認しておきます。

○都市部参事【齋藤浩人】 テニスコートの使用料の大会による減免の質疑でございますけれども、大会につきましては、各種大会ございますが、まず、市の

主催の大会につきましては、これは全額免除ということで、規定上はさせていただいております。協会主催の大会でございますけれども、基本は、市が共催する場合につきましては2分の1の減免ということで、今、対応させていただいております。あとは、各種の個人のサークルの大会、また、学校の大会等につきましては、それぞれの大会の位置づけを見ながら、減免の率については、その都度判断をさせていただいているといったような状況でございます。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 ありがとうございます。特にああいうふうなスポーツは、非常に大きな大会も各地域では開催されておりますけれども、本市でも今回、市ノ坪、鈴川と非常に近い環境の中で、両方が同じような同一の質の高いコートの整備が進むわけですので、できたらやはり大きな大会も開催できるように、これから考えていただけたらと思っております。

残された、特に今回のハードコート2面のオムニコート化が進めば、市ノ坪も含めて6面が用意されるわけですが、その辺のところであれば、中規模大会も誘致考えられます。大会は伊勢原のシティセールスにもつながるかと思しますので、ぜひその辺のところの整備、あと、残された鈴川のクレーコートの2面の今後のオムニコート化に向けた整備について、考え方をちょっと確認させていただきます。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、2点のご質疑いただきました。

まず、1点目の現在の試合の開催状況というお尋ねでございますけれども、平成26年度に各協会で開催された大会といたしましては、硬式のテニス協会の主催の大会が4回、これは全て市ノ坪公園を使用しております。ソフトテニス協会の主催の大会は5回ございまして、こちらは市ノ坪と鈴川、これを併用している。さらに、各種学校、また、鈴川工業団地協同組合の大会等も開催されておまして、年間にいたしますと全部で97、で、1万名近い方がご参加されているといったような状況でございます。鈴川コートの改修によりまして、委員おっしゃったように、全部で人工芝が6面になるということで、今後はこの2施設が一体となった大会の運営ができるかなと考えてございます。

鈴川クレーコートの今後の整備についての考えということでございますけれども、現在クレーコートにつきましては、指定管理者ですとか、市のソフトテニス協会の協力もいただきまして、良好な状態を保っていただいておりますけれども、どうしても雨ですとか霜の影響を受けて、使えない日も結構ございます。そんな関係で、砂入り人工芝への改修の要望が出ているといったような状況でございます。今後は、まずは老朽化が進んでいる東富岡公園のテニスコート、こちらは有料公園施設の長寿命化計画に位置づけられた改修計画なんですけれども、まずはそのほうを取り組ませていただいて、その後、次の段階として鈴川のクレーコートといったようなことで検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【国島正富議員】 コート改修に関しましては、以前もt o t oの補助

金の問題でいろいろと議論があったところです。今も言われた東富岡を優先してやっていくということですが、ぜひ鈴川のほうも、皆さんの要望の高い砂入り人工芝コート、オムニコート化に向けた議論も深めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 それでは、賛成の立場で意見をさせていただきます。

鈴川公園テニスコートを市ノ坪公園テニスコート同様の砂入り人工芝への改修整備に伴い、使用料を1面1時間200円から700円に改定する議案に対して、意見を申し上げます。

テニスコートという限られた利用者が使用する施設で、この改修工事でコート環境は向上し、利用しやすくなり、長期間環境を維持するには維持管理コストはかかり、市ノ坪公園テニスコート同様になると予想されますので、使用料を平成17年3月議会で議決された市ノ坪公園テニスコートと同様の700円に設定は妥当な料金だと思いますので、伊勢原市都市公園条例の一部を改正する条例に賛成をいたします。

以上です。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに発言ありませんか。（「進行」の声）なしと認めます。

これより採決をいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【相馬欣行議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議 題 議案第62号 伊勢原市総合運動公園ほか3公園の指定管理者の
指定について

結 果 可 決

○委員長【相馬欣行議員】 次に「議案第62号、伊勢原市総合運動公園ほか3公園の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案については、本会議の際、細部にわたって説明がされておりますので、直ちに質疑に入ります。

○委員【中山真由美議員】 よろしくお願ひいたします。3点質問させていただきます。

選定委員会委員に、次回は女性を入れていただきたいと思いますが、本市のお考えはいかがでしょうか。

2点目に、採点結果は2点差で、一番評価された点が、元気な伊勢原づくり共同事業体の管理運営実績とのことですが、市民からはもっと公園を充実させてほしいと要望が出ています。提案項目以外にも取り組む内容はありましたでしょうか。

3点目に、収支計画の比較ではほぼ同じで、若干伊勢原パークマネジメントグループのほうが管理運営実績との、安いほうがこちらのほうだったんですが、現管理者の元気な伊勢原づくり共同事業体収支状況の現状と、あと、予算書で5年間の収入が5550万8000円、支出が5696万9000円の差額がふえています。この内容は提案例の実施が含まれているということでしょうか。

以上、3点よろしくお願ひいたします。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、3点のご質疑いただきました。

まず、1点目の選定委員会に女性の参入という、その辺の考え方ということでございます。選定委員会の設置要綱では、内部の市の職員の委員につきましては、副市長と関係部長職ということで充て職になってございます。識見者の5名、こちらは市のほうで選定をさせていただいたということございまして、候補者としたしましては、実は検討の段階では女性のほうも挙げさせていただいたんですけれども、大学ですとか団体からのご推薦ということで、その結果、最終的には男性のみになったという経過でございます。ご指摘のとおり、委員会に女性の視点からのご意見、ご要望といったようなことも必要性は感じてございます。女性委員の参画につきましては、次回の選定委員会設置の際には、またいろいろな団体との調整の中で、推薦依頼等、要望事項として入れるような形の検討をしてみたいと考えてございます。

2点目につきましては、提案の項目以外にも取り組む内容があったかというご質問かと思うんですけれども、今回選定された団体のほうから、いろいろ子どもからお年寄りまで幅広いニーズに応えられるさまざまなご提案をいただきました。まずは着実な実現をお願いしていきたいというのが基本なんですけれども、あわ

せて、今回候補者に選ばれなかった団体からも非常に参考になるご提案をいただいております。こうしたご提案についても、よくその内容を確認、吟味をいたしまして、今後5年間の中で実現の可能性を探っていきたいということを考えてございまして、さらに委員のご指摘のとおり、市民の方からのさまざまなご要望といったようなことで、こちらにつきましても、これまでも指定管理者とともに、可能な限り対応には努めてまいったわけでございますけれども、さらに今後につきましては、利用者アンケートなども通しまして、的確な市民ニーズの把握に努めまして、いただいたご意見の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

3点目なんですけれども、収支の計画の状況ということと、5年間で5700万円ほどふえていると。その理由のご質疑と考えてございます。まず、5年間で5700万円ほどふえているといったような要因でございますが、委員ご指摘のとおり、提案例として挙げられております設備面の充実ですとかイベントの実施によるものが、この金額の増額の主なものと考えてございまして、ただ、あわせて、平成29年度からの消費税の2%アップ分ですとか、さらに、老朽化が進む設備の管理費等の電気設備ですとかボイラー等の経費ですかね、そういったものも若干ふえているといったような状況もございまして、そういったことが要因と考えてございます。

以上でございます。

○委員【中山真由美議員】 ありがとうございます。

3点目の差額のふえている分、いろいろ今の使われる用途がわかったんですが、それ以上に出てしまった場合は、この指定管理者のほうで費用を賄うということではよろしいのでしょうか。

○都市部参事【齋藤浩人】 おっしゃるとおりでございまして、基本はその指定管理料の中でご対応いただくということでございますので、経費がかかったとしても、その中で実施をいただくというのが基本でございます。

以上でございます。（「了解しました」の声あり）

○委員【米谷政久議員】 質問させていただきます。

それでは、まず1点目、選定委員会における質疑はどのような内容のものがあったのか、教えていただきたいと思えます。

それと、続いて2点目で、人件費なんですけれども、パークマネジメントグループのほうは2割カットになっているんですけれども、元気な伊勢原づくりのほうはほぼ前回とは変わらないようになっているんですけれども、人件費の考え方などはどういうものがあるのか、教えていただきたい。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、1点目の委員会における質疑の内容でございますが、まず、伊勢原パークマネジメントグループに対する質疑でございます。項目を挙げますと、鈴川公園の夜間照明の設置工事はいつになるか、また、自主事業収入の内訳についての質疑もございました。イベント、教室、講座による収入の見込みはどうか、テニスコートの夜間照明、トレーニングマシンの

入れかえ、ボルダリングの導入といった新規事業ですね、こういったものはどのような手法で導入するのかといった質疑、また、新規事業の予算の組み立てに関する質疑、あと、営業日数の拡大等の必要な条例改正ですとか、資金計画との整合性を確認する質疑、また、人件費削減によるサービス低下を懸念する内容の質疑などがございました。

一方、元気な伊勢原づくり共同事業体に対する質疑といたしましては、大型遊具を設置するというご提案でございましたので、その規模ですとか設置場所についての質疑、また、これまでの指定管理期間を振り返って、どう総括しているのかといった質疑、あと、緑地管理の体制についての質疑、また、トレーニングマシンの更新は考えているのかといった内容、あと、トレーニング室に関する現状の分析に対する質疑、また、総合運動公園以外の3施設の巡回はどうするのかといった質疑、また、大型遊具、環境改善、バックネット改修、こういった提案がございましたので、この経費はどこが負担するのかといった質疑、また、オリンピック・パラリンピックに向けた具体的な予定はあるのかといったような質疑がございました。

2点目の、元気な伊勢原づくり共同事業体の人件費の抑制についての考え方でございます。元気な伊勢原づくり共同事業体の人件費につきましても、実は平成26年度の決算の金額が出ておりまして、この金額が3732万円という決算額でございました。次期指定管理期間初年度、平成28年度になりますけれども、この人件費の予算は3389万円ということでございまして、343万円ほど、計画上人件費を抑制しているといったような提案をいただきました。したがって、パークマネジメントの2割には及びませんでしたけれども、1割近い削減はご提案をいただいたといったようなことで、現実的な予算計画としては十分評価をしたのかなと考えてございます。今後も人件費につきましても、やはり適正な人員配置も含めまして、その推移を注視してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員【米谷政久議員】 了解しました。

○委員【小沼富夫議員】 それでは、質問させていただきます。

まず、収支計画の中で、5年間の収支予算書がここに出ているわけでありまして、今回選定された団体のほうが、市の拠出委託料が数字が大きいわけでありまして、総合評価点で僅差の2点差ではありますけれども、2点高かったことによつて、今回の予定者が決定したところでありまして。しかしながら、拠出委託料に関しましては5年間で5000万円の差があり、年間で割れば年間約1000万円の違いがあったわけでありまして。そこで、お尋ねしたいのは、伊勢原市には伊勢原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例がございまして、この条例の第4条、市長は、「選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するもの」としている。その同条の第2号では「その事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるも

のであること」となって、このような記載があるわけであります。今回の選定では、その逆で、経費の縮減ではなくて、経費の高いほうを選択したわけでありますけれども、その理由を、まず1点お聞かせをいただきたいと思ひます。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、経費的に高い団体を選定したのはなぜかというご質疑でございますが、本市における指定管理者の選定につきましては、基準をつくっておきまして、公の施設の指定管理の指定の手續に関する事務処理手順というのを、庁内でマニュアルとしてつくってございます。その中で、各委員の採点の合計が最も高かった団体を候補者に選定するという規定がございます。それに基づき選定を行ったということでございます。したがって、今回委員9名の合計点、本会議でもご答弁させていただきましても、選定された団体が742点、もう1者が740点ということで、元氣な伊勢原づくり共同事業体が選定をされたといった経過でございます。ただ、経費的な比較の項目として収支計画がございますけれども、こちらについては、経費削減のほうを提案したパークマネジメントのほうで6点上回ってございました。ただ、総合点では及ばなかったということでございます。

以上でございます。

○委員【小沼富夫議員】 でありますから、今の選定基準に照らし合わせれば、全くもって公平に選ばれた今回の件でもあるわけであります。しかしながら、やはり次回から全ての指定管理者、公においてはあちこちやっているわけでありますけれども、やはり経費面においての話も加味をしながら、これから選定をしていくようなルールづくりというのをも考えてみてはいかがなものかなというふうな思ひをしているところであります。

別の観点で質問させていただきます。その収支計画の件が関連資料の9ページにあるわけでありますけれども、その9ページの説明の中で、支出については、団体により経費区分の違いがあるとの記載があるわけですが、欄外に書いてあります。具体的に、今回の2者の指定管理者、申請をされた団体のどのような経費区分の違いがあったのかを、たくさんあったら幾つかに絞っていただいて、教えていただきたいと思ひている。具体的にちょっとお話をいただきたいと思ひます。

○都市部参事【齋藤浩人】 こちらの経費区分の違いの具体例ということのご質疑でございますが、細かいところでちょっと申し上げますと、例えば消耗品費などについては、事務的経費に含まれることもあれば、自主事業のイベント費用の中にもそれが含まれているケースも当然ございます。それらの予算の計上の仕方については、それぞれの団体によって異なる場合もございまして、あえてこの備考欄に記載をさせていただいたんですけれども、いろいろ項目は照らし合わせておりますけれども、基本的にそんなに大きな相違はございませんでした。ということで、若干のそういった捉え方は各者によって違うかなということで、備考欄のほうに書かせていただいたと、そういったことでございます。

以上でございます。

○委員【小沼富夫議員】 承知しました。ただ、市の財政のほうの仕訳でも、

例えば人件費等をとってみても、物件費の中に、例えば臨時職員であるとか、何か入っている場合もあるわけで、この場合、人件費がやはり片方は5年間で1億3600万弱、片方は1億7200万強ということになっておりまして、この辺も、そういうテクニックがあるならば、やはりそういうのはきちっと示していただかないと、我々としても精査のしようがないのかなと思っているところで、これも私の意見として捉えていただければありがたいと思います。

あと、最後の質問にいたしますけれども、自主事業収入または支出が、選定されなかった団体のほうが大きいわけでありまして、1つには、自主事業収入が、片方においては5年間で1億円、片方においては6700万円弱ということ、そしてまた自主事業収入が大きいほうは、当然ながら自主事業経費も大きいわけでありまして、そういう方向、そういう角度から見ますと、積極的に自主事業を行っていきよ、展開していくよという感じがうかがえるかなと思っているところでありますけれども、選考段階ではこの点どのような評価があったのか。もしなければ、ないでいいんですけれども、あれば、それをお聞かせいただきたいと思っております。

そして、もう1点だけ。関連資料の12ページでありますけれども、指定管理者有料公園利用状況等一覧の中で、有料施設の把握の人数はわかるわけでありまして、無料施設のほうの人数も、ここに総合運動公園芝生広場、自由広場、市ノ坪公園自由広場とそれぞれ記載があります。平成23年度から平成26年度をとったときに、無料施設でのカウントが8万7903人の方が利用しているとなっておりますけれども、これは、どのようにしてカウントした数字がここにあらわれているのかを確認だけしておきたいと思っております。

以上です。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、まず、1点目のご質疑でございます。自主事業を積極的に行った団体のほうの評価というご質疑でございますけれども、委員おっしゃるとおり、パークマネジメントについては多くの新しいご提案をいただいております、それが収支計画のほうにもあらわれているといったような状況でございますが、一方、元気な伊勢原づくり共同事業体も、これまでの自主事業に加えまして、さらに新しいご提案もいただいております。予算的にも増額を計画したといったような状況でございます。ただ、パークマネジメントの額よりは低いといったような状況でございます。この自主事業の提案に対する各委員の評価ということでございますけれども、実はこの自主事業に対する評価については、独立した評価項目がございました。その点数をちょっと申し上げますと、実は点数的には、両団体とも38点と同点といったようなことだったんですね。この結果について考えますと、やはり各団体のご提案を、各委員それぞれ専門分野ございますので、その視点で評価をしていただいた結果、やはりいろんな視点で見ていただいた結果、合計点としては同点となったと考えてございます。

2点目の無料施設のカウント方法なんですけれども、自由広場などにつきましては、いわゆるイベントですとか、団体の練習ということで占用使用、そこを占

用して使うという利用方法もございまして、その際は事前に打ち合わせを受け付けてやったり、また、終わった後に参加人数を報告していただいたりということで把握をしております。それを集計した人数が、まず、ベースになるんですけども、ほかにも個人利用の人数については、警備員がいろいろ巡回をした中で利用人数の把握に努めているということなんですね。ジョギングをやってられる方、また、芝生広場で遊んでられるご家族の皆さん、そういったものも一応数がある程度把握をして、できるだけその人数の把握に努めているといったような状況でございます。

以上でございます。

○委員【小沼富夫議員】　まず、人数のほうですけれども、じゃ、これ以上にもいる可能性もあるし、警備員がちょっと盛るといえることはないでしょうけれども、正確な数字じゃないという話の中で、わかりました、理解しました。

また、1つ目に私が質問した事業収入の収入と支出の関係から見た事業という話の中で、評価点としてはどちらも同じ点数だったという話は、ある意味、今、聞きながらちょっと思ったんですけれども、その数字の多寡で、こっちのほうがやりそうだとかという判断をされなかったということは、された、されなかったという話じゃなくて、同じだったということは、非常に事業をきちっと見て、評価委員が選定をされたなというのが伝わってまいりましたので、そういう意味においては余り、先ほど額の話もしましたが、額のほうにばかり目が行くと、また違う選考になってしまうのかなという懸念もありますので、その辺は今後よく研究していただいて、選定の仕方というのをよりよい選定ができるように研究をしていただければなというような思いをいたしました。

以上です。

○都市部長【黒田繁】　小沼委員の今のご質問の中にもございましたけれども、今回選定委員の9名のうちの一人としてやらせていただいた感想といたしますか、お話をさせていただくと、合計点で2点差ということで、いずれもかなり優劣のつけがたい非常に優秀な提案をされたんだと思うんですけれども、選定の結果を、総合計で高いほうをとるんだというのは非常にわかりやすいんですけれども、いかんせんこういった僅差での話になってくると、いろいろな部分でちょっと見直ししなければいけない部分があるんじゃないかなという感じはちょっとしているんですね。例えば収支計画のお話も確かにございまして、例えば市の委託というか負担が低ければいいというお話だけではなかなか済まない部分がございます、実はこの指定管理者制度というのは、ご存じのとおり、黒字になっても、赤字になっても、市は精算しないというところで制度ができていますね。ですから、本来の目的は一番民間のいろんなノウハウを活用していただいて、施設の効用を最大限に高めていただくということなんですね。市民の皆さんのニーズとか、そういうのを含めた中で、どういうサービスを展開していただけるのか、それをいかに効率的にやっていただけるのかというようなところが評価のポイントになるわけなんですけれども。ですから、単純にこの金額を下げればいいとい

う話ではなくて、自主事業とか、いろんな部分で、自主事業をいっぱいやれば、どうしても全体の予算規模が膨らんでくるわけですので、当然市の年度予算とか、そういったものにもかかわってくる問題になってくるわけですね。そこら辺の部分が難しいので。ただ、こういったご時世でもございますので、収支のお話についてはもう少し配点を高くするとか、いろんな部分で次回の見直しの課題としてつなげていきたいなと思っております。

以上です。

○委員【国島正富議員】 今回の指定管理者の指定における公募条件の重要となる委託期間ですけれども、2期目より導入が5年間とされましたけれども、この間には、施設のネーミングライツ制度の導入とか、新たな制度、また、施設の思わぬ工事も行われたところがございます。しかし、施設管理も年々充実していることは、我々議員としてかかわっていて、現場確認の中ではいつも確認しているところがございます。市の直営年度の平成19年度より、諸要因も大きく重なりましたけれども、その利用実績も、12ページにも示されているように、利用人数は確実に上がっており、また、市の負担である委託料も着実に減少しております。

そのようなことを前提といたしまして、具体的な質問として、1点目、今回参加の2事業体は、僅差の評価結果で元気な伊勢原づくり共同事業体に指定管理者として指定することが決定されるとの提案ですが、2期8年の実績について、選定委員の評価としてどのような意見があったのか、また、選定委員にその辺のところの2期8年の実績を説明されたのかどうか、まず、その1点をお聞きします。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、2期8年間の実績についての選定委員の評価はどういうものがあったかというご質疑と、その辺は説明されたかということのご質疑でございます。

選定委員会につきましては、基本は次期指定管理期間におきます応募団体のご提案を評価する委員会ということでございましたので、その場で選定委員からのこれまでの2期8年間の評価というのは特にございませんでした。ただ、選定委員のほうから質疑の中で、元気な伊勢原づくり共同事業体のほうに、これまでの2期8年間の総括をどうしているかといったようなことは、団体に対するご質疑はあって、その中で、団体のほうからの自己採点、自己評価というのですかね、その辺はその委員会の中であったということでございます。

これまでの評価を、市のほうから説明したかというお尋ねでございますけれども、こちらについては、資料としての提供はしてございませんでしたけれども、各委員に、事前に委員会の流れですとか、そういったものをご説明させていただく中で、今までの経過というのはご説明をさせていただいたといったようなことでございます。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 ありがとうございます。

次に、公の施設という条件のもと、指定管理者の管理運営上懸念される施設整

備や管理運営案に対し、どの程度反映されることを前提とされたのか、お聞きします。

○都市部参事【齋藤浩人】 団体からの提案がどの程度、市のほうで反映されるかというご質疑かと思えますけれども、基本、指定管理者からのご提案につきましては、市のほうとそこの調整を進めた上で、基本的には指定管理者自身により全て実現をいただくということで受けとめてはありました。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 先ほどからのやりとりの中で、市の指定管理料を市が負担している部分は確実に減っている、利用者は確実にふえているという実績が出ていますよね。そうすると、今までの指定管理者が行われていた事業は、何も有料事業じゃなくて、無料事業も結構行っていたんじゃないかなということが評価できると思うんですよね。その辺もぜひこれからの中では、そういったところの細かいところの説明もある程度事前にしておく必要があるんじゃないかという感じはいたします。

次に、指定管理者として指定後、新たなネーミングライツ制度が導入を図られ、3施設のうちの2つの施設、鈴川と野球場がネーミングライツを導入されたわけですがけれども、その契約期間、指定管理者がたまたま2施設ともネーミングライツに応募されて、現行で行われているわけですがけれども、その辺のところの指定管理期間とネーミングライツの契約期間は何か配慮されたのかどうか、確認したいと思います。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、ネーミングライツとの関係についてのご質疑でございますけれども、委員おっしゃったように、現在2施設のネーミングライツを2者にご協力いただいております、伊勢原球場、こちらのほうが山王総合株式会社、平成25年3月1日から平成30年2月28日ということで5年間、年額130万円でございます。鈴川公園については東海体育指導株式会社のほうで、平成26年3月1日から平成31年2月28日までの5年間、年額、こちらは100万円でございます。どちらも現在の指定管理者であるわけでございますけれども、今回の選定で当然変更になる可能性もございました。ただ、ネーミングライツの契約につきましては、契約の解除の条件に、指定管理者でなくなった場合というのはございませんので、基本は継続していただくということでございます。それは、ネーミングライツを契約した際にも、両者にはご確認をさせていただいております。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 非常に野球場なども、我々の議会の中でいろいろと整備に関しては議論があったわけですがけれども、ネーミングライツとともに、その制度が導入されて、非常に野球場の整備もされて、充実してきたということは確認しているわけですがけれども、そういったいろんな新たな仕掛けも、市からしながら、やっぱり両施設効率的に指定管理者に運営してもらおうということは非常に理想でありますので、ぜひまたその辺のところの議論も、ほかの施設でもされ

たほうがいいんじゃないかと考えております。

最後に、価格競争が激化する公共施設の指定管理者の管理運営について、市として管理運営計画の中で、どの程度選定の基軸とされていくのか、考えを聞きたいと思います。

○都市部参事【齋藤浩人】 それでは、選定の基軸についてのご質疑でございますが、今回の指定管理者の公募に当たりましては、いわゆる体育館等の施設を、スポーツの利用だけではなくて、健康づくりですとか子育てに関してもさまざまな視点でご活用をいただくような、そういったご提案を重視して、今回公募をさせていただきました。ただ、委員ご指摘のとおり、それによって公募団体が過剰な提案の応酬ですとか低価格競争といったようなことに走ってしまうのは、やはり利用者の安全、安心の確保といった意味では、逆にちょっとおそろかになってしまうという危惧は当然されます。それらを防ぐために、やはり公募団体を多角的に審査をして、総合的な判断評価ができるように、6つの柱で17の評価項目といったものを設けまして、総合的に評価をさせていただいたといったようなことでございます。先ほど部長が申しましたように、評価項目については、今回こういった形でやらせていただきましたけれども、次回に向けては、またその辺も考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。（「はい、了解しました」の声あり）

○委員【大山学議員】 国島委員の質問の中で、2期8年の実績とか、それ評価はなかったのかというふうなところで、評価があったのかなかったのかということ、評価はなかったというような答えがあったと思うんですけれども、この各評価事項、採点結果、いただいた資料の8ページに、評価項目6、全般というところの中で、両者の管理運営実績の評価がポイントとなりましたとなっているんですけれども、この点に関しては矛盾しないのでしょうか。

それと、先ほどやっぱり国島委員の中で、ネーミングライツの問題が出ました。鈴川公園が東海体育指導株式会社で年間100万円、それから、総合運動公園の野球場が山王総合株式会社で年間130万円ということで、今回この東海体育指導株式会社、それと山王総合株式会社というのが元気な伊勢原づくり共同事業体の中に入っているんで、これはとりあえず妥当な結果にはなったのかなということで安心しておりますけれども、もしパークマネジメントグループが、先ほどネーミングライツの解除の条件にはなかったと回答がありましたけれども、その点に関して、もう一回確認をしたいんですけれども、じゃ、もし、団体Aとしましょうか、団体Aが指定管理を引き受けたときに、このネーミングライツ、今、年間100万円と130万円というのが契約されていますけれども、この5年間の残存期間というのはそのまま継続するというのでよろしいのでしょうか。

以上です。

○都市部参事【齋藤浩人】 2点のご質疑でございますけれども、まず、管理運営実績については、委員会でも評価があったのではないかというご意見でございますけれども、評価項目の中で、今までの運営実績は、点数上は反映されると

いったようなことは当然考えられますので、それに関しては、この評価項目の上で、元気な伊勢原づくり共同事業体のほうが点数的には上回ったということは、結果としてはございました。ただ、先ほど申し上げたのは、委員のコメントとしてはなかったということでございまして、あくまでも今までの実績の評価としては、点数上はあらわれているといったようなことはございました。

あと、ネーミングライツを、もしかあった場合はどうだったのかというご質疑でございませうけれども、そこに関しては、そういったケースになった場合に、当然、現指定管理者のほうとはいろいろ調整はする必要があったのかなとは考えておりました。ただ、基本的には、契約期間がございまして、その中でお願いしていくというのを基本に交渉はしていきたいと考えておりました。ただ、当然、それが、場合によってはかわってくるという可能性もなくはなかったと思っております。

以上でございまして。（「はい、結構です」の声あり）

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
なしと認め、質疑を終結いたします。

それでは、本案についての意見等をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】 ありがとうございます。それでは、意見を言わせていただきます。

現管理者の元気な伊勢原づくり共同事業体は、平成20年度から2期8年間、施設の維持管理運営を行っています。今回、同じ事業所が、今までの実績を評価され選定されましたが、まず、申し込みが2団体しかなかったということ、そして、選定委員会の採点結果が2点差と拮抗している中で選定されたことも踏まえて、本市の担当部署から、これからもさまざまな意見を管理者に伝えていただきながら、今までの経験を生かして、さらに市民に利用しやすい公園として運営していただきたいとし、賛成の意見といたします。

○委員【米谷政久議員】 どうもお疲れさまでした。それでは、意見を述べさせていただきます。

指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活用して、公園施設の維持管理運営をし、利用者にサービスの提供を図り、満足度の向上とともに利用率の向上を期待するところであり、今回の指定管理者候補者は、選定委員会の選定により決まり、候補者は伊勢原市の多くの実績を上げていて、利用者からの運営を評価する声も多くあり、よりニーズに合ったサービスの提供やイベントを図り、利用者の安心、安全に施設を利用できることを期待し、伊勢原市総合運動公園ほか3公園の指定管理者の指定に賛成いたします。

○委員長【相馬欣行議員】 ほかに。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【相馬欣行議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【相馬欣行議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告をさせていただきます。

以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

午前 11 時 41 分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 27 年 12 月 9 日

産業建設常任委員会
委員長 相馬欣行